

## 津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について

本件は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約であるとともに、同条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。

津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って事務処理等を進めるとともに、その内容を履行しなければなりません。

本紙では、事業者が履行しなければならないことについて下記のとおりお示ししますので、本件に係る入札等に参加する事業者にとっては、この内容を十分理解した上で入札等に参加してください。なお、より詳細な内容については、マニュアルをご覧くださいか、下記担当にお問い合わせください。

記

### 1 入札等に参加する事業者がしなければならないこと

入札等に係る指名通知一式のうち「特記仕様書（津市公契約条例及び労働環境の確保に係る誓約事項）」に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。

なお、受注者となった場合は、このことを改めて了解した上で契約を締結してください。

### 2 受注者がしなければならない主なこと

- (1) 発注者に対して
  - ・労働状況台帳を作成し、下請業者、再委託業者など（以下「受注関係者」という。）の分を取りまとめた上で提出する。
- (2) 対象労働者に対して
  - ・労働報酬下限額（別紙「令和5年度津市労働報酬下限額」のとおり）以上の賃金を支払う。
  - ・津市公契約条例の概要、労働報酬下限額などを書面により周知する。  
（現場への掲示、文書配布など）
- (3) 受注関係者に対して
  - ・運用についてその内容を説明する。  
（労働者に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、対象労働者への周知、労働状況台帳の作成及び提出）

### 3 マニュアルについて

津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）にて閲覧及びダウンロードすることができます。

※ 労働報酬下限額の運用に関して不明な点などが生じた場合は、津市総務部調達契約課（TEL059-229-3121）にお問い合わせください。